

山梨県公報

第千二百六十四号

平成十四年

二月十四日

木曜日

目次

特定高山植物販売開始の届出	六七
保安林の指定の解除の予定	六七
県営土地改良事業変更計画書の写しの縦覧(四件)	六七
土地収用事業の認定	六八
道路の区域変更(二件)	六九
道路の供用開始	六九
河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議	六九
都市計画事業の事業計画の変更	七〇
建築基準法に基づく道路位置指定(三件)	七〇
県営土地改良事業計画書の写しの縦覧(七件)	七一
公告	
一般競争入札について(三件)	七三
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(六件)	七七
開発行為に関する工事の完了について(三件)	七八
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(三件)	七九
教育委員会	
落札者の決定について	八〇
人事委員会	
特例一時金に関する規則	八〇
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	八一
公安委員会	
遊技機の型式の検定	八二
その他	
一般競争入札について	八三

告示

山梨県告示第三十三号

山梨県公報 第千二百六十四号 平成十四年二月十四日

山梨県高山植物の保護に関する条例(昭和六十年山梨県条例第十五号)第十一条第一項の規定による特定高山植物販売開始届の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年二月十四日

山梨県知事 天野 建

氏名又は名称及び住所	営業所の名称及び所在地	販売しようとする特定高山植物の種類	開始予定年月日
財団法人山梨県農業振興公社 甲府市飯田三丁目一番四十号	財団法人山梨県農業振興公社山梨県フラワーセンター 売店 北巨摩郡明野村浅尾二四七一番地	ホテイアツモリ、アツモリソウ カモメラン、タカネピランジ、 ホウオウシャジン、ヒメシャジン、 コマクサ	平成十四年二月十五日

山梨県告示第三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十四年二月十四日

山梨県知事 天野 建

- 一 解除に係る保安林の所在場所
北巨摩郡高根町清里字念場原三五四五の五五一(次の図に示す部分に限る。)、三五四五の六一五四、三五四五の六四〇〇、三五四五の六四〇一、三五四五の六四二七、三五四五の六四二八、三五四五の六四三〇
 - 二 保安林として指定された目的
風害の防備
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- (次の図は、省略し、その図面を山梨県庁及び高根町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(六郷地区中山間地域総合整備事業)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

る。
平成十四年二月十四日

山梨県知事 天 野 建

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十四年二月十五日から平成十四年三月十四日まで

三 縦覧場所

六郷町役場

四 異議申立期間

平成十四年三月十五日から平成十四年三月二十九日まで

山梨県告示第三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（甲斐駒ヶ岳地区広域営農団地農道整備事業）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十四年二月十四日

山梨県知事 天 野 建

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十四年二月十五日から平成十四年三月十四日まで

三 縦覧場所

白州町役場及び武川村役場

四 異議申立期間

平成十四年三月十五日から平成十四年三月二十九日まで

山梨県告示第三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（六ヶ村堰地区かんがい排水事業）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

る。
平成十四年二月十四日

山梨県知事 天 野 建

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十四年二月十五日から平成十四年三月十四日まで

三 縦覧場所

高根町役場

四 異議申立期間

平成十四年三月十五日から平成十四年三月二十九日まで

山梨県告示第三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（山中湖地区田園居住空間整備事業）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十四年二月十四日

山梨県知事 天 野 建

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十四年二月十五日から平成十四年三月十四日まで

三 縦覧場所

山中湖村役場

四 異議申立期間

平成十四年三月十五日から平成十四年三月二十九日まで

山梨県告示第三十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十四年二月十四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 起業者の名称
武川村
- 二 事業の種類
（仮称）武川村総合交流運動公園整備事業
- 三 起業地
収用の部分 北巨摩郡武川村大字新奥字カイモチ原及び大字宮脇字大持原地内
使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
武川村役場企画財政課

山梨県告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年三月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年二月十四日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府昇仙峡線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
甲府市竹日向町字羅漢尻七八九番の二地先から甲府市竹日向町字羅漢尻七九三番の二地先まで	一〇・〇 一九・〇	七・〇 一一・〇		七六・〇

山梨県告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年三月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年二月十四日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 県道

- 二 路線名 大菩薩初鹿野線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
東山梨郡大和村大字田野字下ノ平二六三番の二地先から東山梨郡大和村大字田野字下久保買田一五番の一六地先まで	八・四 二九・六	八・〇 一六・八		九四・〇

山梨県告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年三月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年二月十四日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国	三〇〇号	西八代郡下部町大字古関字天社古四二二番の二地先から西八代郡下部町大字北川字東畑二〇五四番の二地先まで	八九二・〇	平成十四年三月二十九日

山梨県告示第四十三号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部治水課及び峡中地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年二月十四日

山梨県知事 天野 建

- 一 河川の名 富士川水系 五割川
- 二 河川管理施設の名 又は種類 左岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 甲府市上今井町字西田千四百十九番一地先から甲府市下今井町字汗ダリ三十八番一地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所

- 1 氏名 甲府市長 山本栄彦
- 2 住所 甲府市丸の内一丁目十八番一号

五 管理の内容

- 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 六 管理の期間 平成十四年二月十四日から道路を廃止するとき、又は堤防の公用を廃止するときまで

山梨県告示第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十四年二月十四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 施行者の名称 勝沼町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 峡東都市計画下水道事業勝沼町公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和六十三年三月十日から平成十九年三月三十一日まで
- 四 事業地

1 収用の部分

昭和六十三年山梨県告示第九十号、平成三年山梨県告示第五百四十九号、平成七年山梨県告示第二百六十三号及び平成九年山梨県告示第二百四号の事業地に勝沼町大字等々力字絵見堂の一部、大字小佐手字横落下、字横落前、字樋下、字中村、字北川原、字伏木、字工宮、字宮ノ前、字坂下、字赤坂、字思連及び字寺山の各一部、大字勝沼字小佐手小路の全部並びに字願光寺、字地藏久保、字長遠寺、字東、字水上屋敷、字上ノ山、字鳥居平及び字夏秋の各一部、大字下岩崎字長面、字桜木及び字町屋原の各一部、大字上岩崎字一丁田、字築地鼻、字黒木、字西新居、字埃溜、字福地、字三口神、字石骨、字竹原、字上新田、字下新田、字並柳、字下所面、字

下大切、上大切、字西田、字狭田、字大阪、字小林、字内藤、字城正寺及び字経塚の各一部、大字藤井字地藏畑、字柿木平、字釈迦堂、字前畑、字藤井田、字上野及び字三口神並びに大字菱山字北重連、字南重連、字下西田、字高田和、字矢羽根、字林岸、字北西塔下割、字切付、字西之御所及び字西之原の各一部を加え、大字綿塚字東畑並びに大字休息字大門後、字平地、字坂上、字横内前及び字雁林並びに大字小佐手字字安、字横落及び字下川原並びに大字勝沼字上天神、字亀久保、字宮ノ後、字内匠屋、字向原、字桜地藏、字下町、字仲町、字上町、字御所、字新井及び字筋違並びに大字下岩崎字大泉、字東畑、字冠塚、字赤穂、字田中、字横田及び字山ノ神並びに大字上岩崎字千駄並びに大字藤井字松本地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

山梨県告示第四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年二月十四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の位置 中巨摩郡若草町浅原字中河原八十一番一
- 二 道路の幅員 最大 五・八五メートル 最小 四・〇〇メートル
- 三 道路の延長 三十四・五八メートル

山梨県告示第四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年二月十四日

山梨県知事 天 野 建

一 道路の位置

東八代郡石和町小石和字観音構千八百三十番一、千八百三十番一

- 二 道路の幅員
六・〇メートル
- 三 道路の延長
三十八・〇メートル

山梨県告示第四十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年二月十四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の位置
葦崎市水神二丁目四千八百十五番十四
- 二 道路の幅員
最大 六・〇メートル 最小 六・〇メートル
- 三 道路の延長
四十二・〇メートル

山梨県告示第四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（釜無川右岸地区県営畑地帯総合整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

る。

平成十四年二月十四日 山梨県知事 天 野 建

- 一 縦覧書類
県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十四年二月十五日から平成十四年三月十四日まで
- 三 縦覧場所
白根町役場、若草町役場、櫛形町役場及び甲西町役場
- 四 異議申立期間
平成十四年三月十五日から平成十四年三月二十九日まで

山梨県告示第四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（杉ノ木地区県営中山間地域総合農地防災事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

る。

平成十四年二月十四日 山梨県知事 天 野 建

- 一 縦覧書類
県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十四年二月十五日から平成十四年三月十四日まで
- 三 縦覧場所
下部町役場
- 四 異議申立期間
平成十四年三月十五日から平成十四年三月二十九日まで

山梨県告示第五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（三珠豊富地区県営中山間地域総合整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

る。

平成十四年二月十四日 山梨県知事 天 野 建

- 一 縦覧書類
県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十四年二月十五日から平成十四年三月十四日まで
- 三 縦覧場所
三珠町役場及び豊富村役場
- 四 異議申立期間
平成十四年三月十五日から平成十四年三月二十九日まで

山梨県告示第五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（長坂地区田園交流基盤整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。
平成十四年二月十四日

山梨県知事 天野 建

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十四年二月十五日から平成十四年三月十四日まで

三 縦覧場所

長坂町役場

四 異議申立期間

平成十四年三月十五日から平成十四年三月二十九日まで

山梨県告示第五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（茅ヶ岳東部地区広域営農団地農道整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。
平成十四年二月十四日

山梨県知事 天野 建

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十四年二月十五日から平成十四年三月十四日まで

三 縦覧場所

葎崎市役所、双葉町役場及び敷島町役場

四 異議申立期間

平成十四年三月十五日から平成十四年三月二十九日まで

山梨県告示第五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用す

る同法第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（富士吉田北部地区県営中山間地域総合整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。
平成十四年二月十四日

山梨県知事 天野 建

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十四年二月十五日から平成十四年三月十四日まで

三 縦覧場所

富士吉田市役所

四 異議申立期間

平成十四年三月十五日から平成十四年三月二十九日まで

山梨県告示第五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（桐原地区県営ため池等整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。
平成十四年二月十四日

山梨県知事 天野 建

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十四年二月十五日から平成十四年三月十四日まで

三 縦覧場所

上野原町役場

四 異議申立期間

平成十四年三月十五日から平成十四年三月二十九日まで

公 告

一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十四年二月十四日

山梨県知事 天 野 建

- 一般競争入札に付する事項
1 役務の名称及び数量
山梨県庁別館等清掃業務 一式
2 役務の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
- 履行期間
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで
- 履行場所
山梨県甲府市丸の内一丁目及び甲府市里吉三丁目地内
- 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 一般競争入札の参加資格
二 一般競争入札の参加資格
次に掲げる1から8までのいずれにも該当し、かつ、四の3により事前に資格があることの確認を受けた者が、この入札に参加することができる。
1 平成十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十三年山梨県告示第百九号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項第一号又は第六号に掲げる事業について山梨県知事の登録を受けている者であること。
3 この公告に示した役務を確実に履行できる者であること。

4 役務の性質上、緊急の措置を要する場合、連絡後一時間以内に履行に着手できる者であること。

5 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

6 平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日までの二年間において、従業員への給料又は賃金の未払い等、不誠実な行ないがない者であること。

7 平成八年四月一日から平成十三年三月三十一日までの五年間において、一年間継続しての清掃業務を一回として、二回以上清掃面積三千平方メートル以上の清掃業務契約を元請として結び、当該契約業務を履行した実績を有すること。

8 1から7までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部
管財課管理担当 電話〇五五 二二三 一三九一

2 入札説明書の交付期間

平成十四年二月十四日から同年二月二十五日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
の午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までの間を除く。）

3 入札説明会の日時及び場所

平成十四年三月十九日午後一時三十分 山梨県民会館四〇四会議室
入札及び開札の日時及び場所

平成十四年三月二十六日午後一時三十分 山梨県民会館四〇四会議室
郵送による入札書の受領期限

平成十四年三月二十二日午後四時

6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると知事が認めたと入札者であつて、規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

<p>四 その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 2 入札保証金及び契約保証金 入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二又は第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。 3 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を三の1の場所に平成十四年二月二十六日から同年三月一日までの午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までの間を除く。）に提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。 4 契約書作成の要否 要 5 その他 詳細は、入札説明書に示す。 <p>Summary</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 Nature and quantity of the services to be required Cleaning services for the Yamanashi Prefectural Government Office Annex Buildings 1 set 2 Date and time for tender 1:30PM March 26, 2002 3 Bureau in charge Administrative Management Section, Property Management Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8501 Japan TEL 055-223-1391 <p>一般競争入札について</p> <p>次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。</p> <p>平成十四年二月十四日</p> <p>一般競争入札に付する事項</p> <p style="text-align: right;">山梨県知事 天野 建</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 役務の名称及び数量 山梨県庁県民情報プラザ清掃業務 一式 2 役務の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。 3 履行期間 平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで 4 履行場所 山梨県甲府市丸の内一丁目八番五号 5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 <p>二 一般競争入札の参加資格</p> <p>次に掲げる1から8までのいずれにも該当し、かつ、四の3により事前に資格があることの確認を受けた者が、この入札に参加することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十三年山梨県告示第百九号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。 2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項第一号又は第六号に掲げる事業について山梨県知事の登録を受けている者であること。 3 この公告に示した役務を確実に履行できる者であること。 4 役務の性質上、緊急の措置を要する場合、連絡後一時間以内に履行に着手できる者であること。 5 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。 6 平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日までの二年間において、従業員への給料又は賃金の未払い等、不誠実な行為がない者であること。 7 平成八年四月一日から平成十三年三月三十一日までの五年間において、一年間継続しての清掃業務を一回として、二回以上清掃面積三千平方メートル以上の清掃業務契約を元請として結び、当該契約業務を履行した実績を有すること。
--	---

8 1から7までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部
管財課管理担当 電話〇五五 二二三 一三九一

2 入札説明書の交付期間

平成十四年二月十四日から同年二月二十五日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
の午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までの間を除く。）

3 入札説明会の日時及び場所

平成十四年三月十九日午後二時 山梨県民会館四〇四会議室

4 入札及び開札の日時及び場所

平成十四年三月二十六日午後二時 山梨県民会館四〇四会議室

5 郵送による入札書の受領期限

平成十四年三月二十二日午後四時

6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）（第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると知事が認めた入札者であつて、規則第一百七十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二又は第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を三の1の場所に平成十四年二月二十六日から同年三月一日

までの午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までの間を除く。）に提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

4 契約書作成の要否

要

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be required

Cleaning services for the Yamanashi Prefecture Citizens Information

Plaza 1 set

2 Date and time for tender

2:00PM March 26, 2002

3 Bureau in charge

Administrative Management Section, Property Management Division, General

Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi

1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8501 Japan TEL 055-223-1391

一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十四年二月十四日

山梨県知事 天 野 建

一 一般競争入札に付する事項

1 役務の名称及び数量

山梨県庁本館及び構内清掃業務 一式

2 役務の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 履行期間

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

4 履行場所

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す

る額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

次に掲げる1から8までのいずれにも該当し、かつ、四の3により事前に資格があることの確認を受けた者が、この入札に参加することができる。

1 平成十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成十三年山梨県告示第九号)の一に定める競争入札に参加することが出来る者であること。

2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二条の二第一項第一号又は第六号に掲げる事業について山梨県知事の登録を受けている者であること。

3 この公告に示した役務を確実に履行できる者であること。

4 役務の性質上、緊急の措置を要する場合、連絡後一時間以内に履行に着手できる者であること。

5 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

6 平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日までの二年間において、従業員への給料又は賃金の未払い等、不誠実な行為がない者であること。

7 平成八年四月一日から平成十三年三月三十一日までの五年間において、一年間継続しての清掃業務を一回として、二回以上清掃面積三千平方メートル以上の清掃業務契約を元請として結び、当該契約業務を履行した実績を有すること。

8 1から7までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部
管財課管理担当 電話〇五五 二二三 一三九一

2 入札説明書の交付期間

平成十四年二月十四日から同年二月二十五日まで(日曜日及び土曜日を除く。)
の午前九時から午後四時まで(正午から午後一時までの間を除く。)

3 入札説明会の日時及び場所

平成十四年三月十九日午後二時三十分 山梨県民会館四〇四会議室

4 入札及び開札の日時及び場所

平成十四年三月二十六日午後二時三十分 山梨県民会館四〇四会議室

5 郵送による入札書の受領期限

平成十四年三月二十二日午後四時

6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると知事が認めたと入札者であつて、規則第二百一十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第八八条の二又は第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を三の1の場所に平成十四年二月二十六日から同年三月一日までの午前九時から午後四時まで(正午から午後一時までの間を除く。)に提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

4 契約書作成の要否

要

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be required

Cleaning services for the Yamanashi Prefectural Government Office Main Building and its adjoining compound 1 set

2 Date and time for tender
2:30PM March 26, 2002

3 Bureau in charge
Administrative Management Section, Property Management Division, General Affairs Department, Yamashashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamashashi-ken 400-8501 Japan TEL 055-223-1391

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十四年二月十四日

- 山梨県知事 天 野 建
- 一 処分をした年月日 平成十四年一月七日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 土長建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡山中湖村山中四百六十六番地
 - 3 代表者の氏名 高村博一
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一一）第五一〇四号
 - 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十三年十二月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十四年二月十四日

- 山梨県知事 天 野 建
- 一 処分をした年月日 平成十四年一月十五日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社渡辺工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 大月市富浜町鳥沢百二十三番地
 - 3 代表者の氏名 渡辺重利
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第一六〇六号

- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年十二月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十四年二月十四日

- 山梨県知事 天 野 建
- 一 処分をした年月日 平成十四年一月十五日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社鮎沢塗装興業
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市里吉三丁目十番二十一号
 - 3 代表者の氏名 鮎沢孝
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 九）第三八二二号
 - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、防水工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十四年一月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十四年二月十四日

- 山梨県知事 天 野 建
- 一 処分をした年月日 平成十四年一月二十一日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 芦沢工業
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市小見見二千五十五番地四
 - 3 代表者の氏名 芦沢豊次
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 九）第六八二五号

- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年一月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十四年二月十四日

- 一 処分をした年月日 平成十四年一月二十八日 山梨県知事 天 野 建
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 神田建設有限公司
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡増穂町最勝寺九百二十四番地二
 - 3 代表者の氏名 神田雅也
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第二七一号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年一月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十四年二月十四日

- 一 処分をした年月日 平成十四年一月二十八日 山梨県知事 天 野 建
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社桃李
 - 2 主たる営業所の所在地 東八代郡一宮町塩田七百三十八番地
 - 3 代表者の氏名 小林美人
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第七九八九号

- 四 処分の内容 とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年一月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
 平成十四年二月十四日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 山梨県知事 天 野 建
- 中巨摩郡昭和町河西字村西一一二七の九及び一一二七の十
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 深澤健二
- 中巨摩郡田富町山之神三千六百二十九番地の二パークサイドS二〇一号
- 深澤和子

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
 平成十四年二月十四日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 山梨県知事 天 野 建
- 中巨摩郡田富町西花輪字下条五六六の三
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 野中但夫
- 中巨摩郡田富町藤巻千五百七十番地

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
 平成十四年二月十四日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 山梨県知事 天 野 建
- 中巨摩郡八田村徳永字和田下一五八九の三及び一五九一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西八代郡市川大門町千六十五番地 村松眞由美
西八代郡市川大門町西条千五百七十七番一 有限会社千代田農産 代表取締役村松眞由美

委員長 村松 晃

教育委員会

落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十四年二月十四日

山梨県教育委員会

教育長 数野 強

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量
県立学校教育情報推進事業用パソコン等 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
山梨県教育庁高校教育課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一 号
- 三 落札者を決定した日
平成十三年十二月二十一日
- 四 落札者の氏名及び住所
エヌ・ティ・ティ・リース株式会社 横浜支店
神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目二十三番一 号
- 五 落札金額
二百八十五万四千三百円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 特例政令第七条の規定による公示を行った日
平成十三年十一月八日

人事委員会

山梨県人事委員会規則第一号

特例一時金に関する規則を次のように定める。

平成十四年二月十四日

山梨県人事委員会

特例一時金に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号。以下「職員給与条例」という。)附則第八項、第九項及び第十二項、山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号。以下「学校職員給与条例」という。)附則第八項、第九項及び第十二項並びに山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号。以下「警察職員給与条例」という。)附則第十項、第十一項及び第十四項の規定による特例一時金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(特例一時金の支給を受ける職員)

第二条 職員給与条例附則第八項、学校職員給与条例附則第八項及び警察職員給与条例附則第十項の規定により特例一時金の支給を受ける職員は、これらの規定に定める基準日(次条及び第五条第二項において単に「基準日」という。)に在職する職員のうち次に掲げる職員以外の職員とする。

- 一 無給休職者(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八條第二項の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)
- 二 停職者(法第二十九條第一項から第三項までの規定により停職にされている職員をいう。)
- 三 非常勤職員(職員給与条例第三十六條、学校職員給与条例第二十四条及び警察職員給与条例第三十四条の規定の適用を受ける職員をいう。)
- 四 専従休職者(法第五十五條の二第一項ただし書に規定する許可を受けている職員をいう。)
- 五 無給休暇職員(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号。以下「職員勤務時間条例」という。))第十七條又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七号。以下「学校職員勤務時間条例」という。))第十八條の規定による無給休暇の承認を受けている職員をいう。)

六 育児休業職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条の規定により育児休業をしている職員。次条において同じ。))のうち、基準期間(職員給与条例附則第九項第一号、学校職員給与条例附則第九項第一号及び警察職員給与条例附則第十一項第一号に規定する基準期間をいう。以下同じ。))の全期間が給料を支給しないこととされていた期間(職員給与条例附則第九項第一号、学校職員給与条例附則第九項第一号及び警察職員給与条例附則第十一項第一号に規

定する無給期間をいう。以下同じ。）である職員（職員給与条例附則第十項、学校職員給与条例附則第十項及び警察職員給与条例附則第十二項に規定する職員をいう。）

七 無給派遣職員（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年山梨県条例第二号）第二条第一項の規定により派遣された職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

八 公益法人等無給派遣職員（公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四十三号）第二条第一項の規定により派遣された職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

九 大学院修学休業職員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十条の三第一項に規定する大学院修学休業をしている職員をいう。）

（無給期間）
第三条 基準期間の各月のうち、前条各号（第六号及び第八号を除く。）に掲げる職員若しくは育児休業職員として在職した期間又は職員給与条例、学校職員給与条例又は警察職員給与条例の適用を受ける職員として在職した期間以外の期間が月の初日から末日までの全期間（基準日が属する月については、基準日）にわたらない月については、無給期間に含まれないものとする。

（無給期間の特例）
第四条 基準期間において、次に掲げる者が引き続き職員給与条例、学校職員給与条例又は警察職員給与条例の適用を受ける職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、職員給与条例、学校職員給与条例又は警察職員給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とみなす。

一 現業職員（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十六年山梨県条例第七号）の適用を受ける職員をいう。）

二 企業職員（山梨県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年山梨県条例第四十三号）の適用を受ける職員をいう。）

三 前二号に掲げる者のほか人事委員会が認める者
2 前項各号に掲げる者の無給期間の算定については、前条の規定を準用する。

（無給期間がある職員等の特例一時金の額）
第五条 職員給与条例附則第九項第一号、学校職員給与条例附則第九項第一号及び警察職員給与条例附則第十一項第一号の人事委員会規則で定める額は、二百十円に基準期間のうち無給期間に含まれない月の数を乗じて得た額とする。

2 職員給与条例附則第九項第二号、学校職員給与条例附則第九項第二号及び警察職員給与条例附則第十一項第二号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員

の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 基準日において職員給与条例第八条の七、学校職員給与条例第八条の三又は警察職員給与条例第八条の六の規定の適用を受ける職員である者（第三号に掲げる者を除く。） 一千五百二十円（無給期間がある者については、前項の規定の例により算定した額）に職員勤務時間条例第二条第二項又は学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定によりそれぞれ定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定するそれぞれの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

二 基準日において職員給与条例附則第六項、学校職員給与条例附則第六項又は警察職員給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員である者（次号に掲げる者を除く。） 一千五百二十円（無給期間がある者については、前項の規定の例により算定した額）からその半額を減じた額

三 基準日において職員給与条例第八条の七及び附則第六項、学校職員給与条例第八条の三及び附則第六項又は警察職員給与条例第八条の六及び附則第八項の規定の適用を受ける職員である者 第一号の規定の例により算定した額からその半額を減じた額

（特例一時金の支給日）
第六条 特例一時金の支給日は、三月十五日とする。ただし、同日が日曜日に当たるときはその前々日とし、同月十五日が土曜日に当たるときはその前日とする。

（雑則）
第七条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則
（施行期日等）
1 この規則は、公布の日から施行し、平成十三年四月一日から適用する。ただし、第二条第八号の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（読替え）
2 職員に特例一時金が支給される間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和六十三年人事委員会規則第一号）第三条第一項中「及び期末手当」とあるのは、「期末手当及び特例一時金」とする。

山梨県人事委員会規則第二号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十四年二月十四日

山梨県人事委員会

委員長 村松 晃

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出し並びに同項、第三項及び附則別表を削り、附則第一項の項番号を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

公安委員会

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十一号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年二月十三日までとする。

平成十四年二月十四日

山梨県公安委員会

委員長 古屋 忠彦

申請者氏名又は名称及び住所	株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	遊技機の種類及び区分	型式名	製造者又は輸入業者名	検定番号
	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)		CR・帰ってきた黄門ちゃま MK	株式会社平和	一〇〇五九三
株式会社アリストクライトテクノロジーズ 代表取締役 加茂隆曹	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第一)		マツカチ NS	株式会社アリストクライト	一四〇六〇〇

株式会社アリストクライトテクノロジーズ 代表取締役 加茂隆曹	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第一)		マツカチ NS	株式会社アリストクライト	一四〇六〇〇
株式会社ダイドー 代表取締役 役 實田久治 東京都渋谷区東二丁目三番三三三号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)		CRファイバー競馬SP	株式会社ダイドー	一〇〇六一七
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)		CRファイバーセッションP	株式会社三共	一〇〇六八一
株式会社西陣 代表取締役 藤原志 東京都千代田区平河町一丁目四番三三三号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)		ガイアマックス	株式会社西陣	一四〇三四二
株式会社アリストクライトテクノロジーズ 代表取締役 加茂隆曹	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)		ワンチャンス	株式会社アリストクライトテクノロジーズ	一四〇六四七
株式会社ニユーギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)		CRダイナマイター	株式会社ニユーギン	一一〇六二六
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目四番五号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)		ハウンドドッグ	株式会社ネット	一四〇六五〇
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目四番五号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)		ポーナスジャム30	株式会社ネット	一四〇六四六

その他

一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十四年二月十四日

山梨県立中央病院管理局長 山 田 勲

一 一般競争入札に付する事項

1 役務の名称及び数量

山梨県立中央病院清掃業務 一式

2 役務の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 履行期間

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

4 履行場所

山梨県甲府市富士見一丁目一番一号 山梨県立中央病院

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

1 競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十年山梨県告示第五百二十四号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項第一号又は第六号に掲げる事業について山梨県知事の登録を受けている者であること。

3 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第九条の十五に規定する基準に適合する者であること。

4 この公告に示した役務を確実に履行できる者であること。

5 役務の性質上、緊急の措置を要する場合、連絡後一時間以内に履行に着手できる

者であること。

6 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇〇〇二七 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号 山梨県立中央病院管理局総務課施設管理担当 電話〇五五 二五三 七一 内線八八二五

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から三の一の交付場所において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

平成十四年三月十二日午前十時三十分 山梨県立中央病院仮設棟一〇一会議室

4 入札及び開札の日時及び場所

平成十四年三月二十五日午前十一時 山梨県立中央病院仮設棟一〇一会議室

5 郵送による入札書の受領期限

平成十四年三月二十二日午後四時

6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行った入札、その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると山梨県立中央病院管理局長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二又は第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約書作成の要否

4 その他

詳細は入札説明書による。

Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be required
Cleaning Services for Yamanashi Prefectural Central Hospital 1 set
- 2 Date and Time for tender
11:00AM March 25. 2002
- 3 Bureau in charge
Facilities Management Section, General Affairs Division,
Administrative Bureau, Yamanashi Prefectural Central Hospital
1-1 Fujimi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-0027 Japan TEL055-253-7111